

子ども・子育て会議	
資料 No. 4	H27, 3, 25

平成 27 年度利用者負担額（幼稚園）について

木津川市立幼稚園条例

（設置）

第 1 条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条に規定する幼児教育を施すことを目的として、木津川市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木津川市立木津幼稚園	木津川市木津田中前30番地
木津川市立相楽幼稚園	木津川市相楽清水 1 番地
木津川市立高の原幼稚園	木津川市兜台 4 丁目 4 番地 2

（利用者の義務）

第 3 条 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）

第 2 0 条第 4 項に規定する支給認定子どもに係る支給認定保護者及び扶養義務者で、前条に規定する幼稚園を利用するもの（以下「利用者」という。）は、幼稚園内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定を遵守し、かつ、管理者の指示に従わなければならない。

(利用の中止等)

第4条 市長は、幼稚園を利用しようとする者が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その者に対して幼稚園の利用を中止させ、又は利用を拒否することができる。

(利用者負担額)

第5条 木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年木津川市条例第24号)第13条第1項に規定する利用者負担額のうち、第2条に規定する幼稚園に係る利用者負担額は、別表のとおりとする。

2 利用者は、別表に定める利用者負担額を指定された期限までに納付しなければならない。

(利用者負担額の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

2 市長は、減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の決定を取り消し、又は変更することができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他の不正な手段により、減免を受けたことが判明したとき。

(利用者負担額の還付)

第7条 既納の利用者負担額は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までの幼稚園使用料については、なお従前の例による。